

高等教育における障害学生支援の現状と課題

吉原 正治

(広島大学保健管理センター教授・障害学生就学支援委員会委員長)

佐野(藤田)眞理子

(広島大学大学院総合科学研究科教授・ボランティア活動室長)

一 はじめに

現在、ユニバーサル・アクセスの推進、高等教育進学
の機会拡大により、社会人、高齢者、外国人、障害のある学
生等、多様な学生が増えている。高等教育機関である大学
において、すべての人は、その能力に応じて等しく教育を
受ける機会を保障される必要がある。そのために、大学は
受け入れた多様な学生に対し必要な修学支援を行い、あら
ゆるバリア(情報、物理的、社会・制度的、心理的バリア
など)のない修学環境を構築する取組が必要である。(文
献1～5)

しかし、現時点では、障害学生の支援の経験や、受け入
れに対する方法の蓄積がない状態の大学も少なくないこと
も、後述の独立行政法人日本学生支援機構の調査からも推
測される。独自の対応や体制を整備したり、教職員・学生
が個別対応したりするなど、多くの大学で模索状態という
のが現状である。ここでは、高等教育における障害学生支
援の現状と課題として、まず現状について日本学生支援機
構による全国調査の結果を概観し、次に高等教育における
障害学生修学支援の基本的考え方について、広島大学にお
ける現状と体制と合わせ述べ、最後にこれからの展望につ
いて言及したい。

二 全国調査から見た現状と課題

全国の高等教育機関における障害学生支援の状況を見る
のに、日本学生支援機構が行った調査がある。この調査は、
全国の大学・短期大学・高等専門学校(以下「学校」)計
一二四四校を対象に、今後の障害学生の修学支援に関する
方策を検討する上で、障害学生の状況及びその支援状況に
ついて調べたものであるが、回答校数一一六七校(回収率
九三・八%)と、回答率が高く、精度が高い調査といえる。
なお、結果の詳細は、「平成一八年度(二〇〇六年度)大
学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援
に関する実態調査結果報告書」(文献6)として報告され
ているので、ここでは概要だけを引用する。

障害学生は四九三七人で、約六割(六七〇校)の学校に
在学し、支援を必要とする障害学生が一人以上在籍する学
校は四六八校(回答校全体の四〇・一%)であり、授業保
障(ノートテイク、手話通訳、点訳等)は、三九七校(回答
校全体の三四・〇%)で行われていた。しかし、委員会を
含めた専門組織を設置している学校は、委員会等八八校
(七・五%)、専門部署二八校(二・四%)、コーディネー

ター配置四〇校(三・四%)と少なかった。その一方で、
施設・設備の整備状況では、整備完了と整備中を合わせ九
二一校(同七八・九%)で、何らかの配慮を行っていた。
以上のように、ハード面の整備は進んできている一方で、
ソフト面や支援体制面で見ると、わが国の障害学生支援体
制構築は、まだまだ、整備途上の段階といえる。

三 高等教育における障害学生修学支援の基本的考え方について

広島大学(以下、本学)では、障害学生に対する支援を
拡充し、すべての学生に質の高い同一の教育を保障し、自
立と共存が目指せる環境を予め整備することを、「高等教
育のユニバーサルデザイン化」というテーマとして掲げて
いる。(文献1、2)。

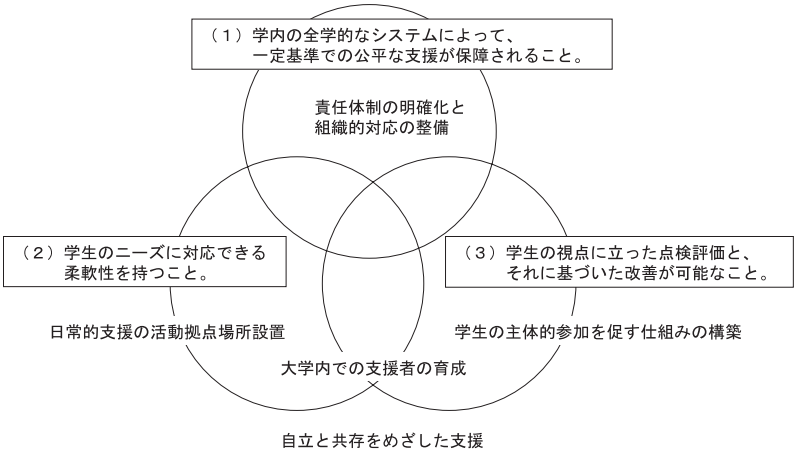
障害学生支援における基本的な考え方として、その目指
すところは、①障害学生・高齢者・社会人学生・留学生を
含む多様な学生のニーズに応える教育支援により、ユニバー
サル・アクセスを推進し、②すべての学生に質の高い同一
の教育を保障し、成績評価基準は変えないという、教育の
アクセシビリティの向上であり、③支援者の育成により、

自立と共存を実現し、社会全体のユニバーサルデザイン化を推進することである。

高等教育のユニバーサルデザイン化の推進には、施設・設備等のハード面のバリアフリー化とともに、授業支援を中心とした情報保障といったソフト面にも重点をおくことが、教育として重要な意義を持つ。また、個人個人の努力や、各自の工夫、裁量だけに頼るのでなく、大学が予め整えておくべき体制等について、本学の経験から考えうる要点についてこれまでも報告してきた（文献1～5、7～13）。

ここで改めて、本学での経験に基づいた、重要と思われるポイントを、順に述べたい。そのポイントは、（1）全学的体制によって、統一された基準で公平な支援が行われること、（2）各障害学生のニーズに対応できる柔軟性を持つこと、（3）学生の視点に立った点検評価と、それに基づいた改善が可能なことである（図1）。本学は一般的な総合大学であり、本学での取組は、大学の構成や組織等による相違はあるが、他の大学にも参考になると考え、順にこれらの点について詳述する。

図1 障害学生修学支援に必要な体制と仕組み



務）〔雑則〕からなる。

この規則において、支援はあくまでも、本人が必要性感じて、自分の意思で申し出た場合としている。これは、本人の意思を尊重するという考えに基づいているためである。申し立ては一般には障害学生から自発的に出てくるが、場合によっては、周囲の教員等との相談の結果として、本人から提出されることもありうる。また、入学時には必要ないと考えていても、実際に履修をした後、必要性を感じた場合にはいつでも、申し出ることができることとした。

四 全学的体制と統一された基準、公平な支援について

障害学生の支援においては、学生・教職員の個人的な努力により成り立つ場合も多いが、授業、試験、修学というものは大学が保障するべきものであり、個人的な努力で支援の質、量が変わったり、基準が異なったりするべきではなく、均一な支援が受けられることが肝要である。この基準は、個々人の努力を排除するものではなく、一定の標準を保障するために必要である。全学的に統一されたシステムで均一な支援を図るためには、大学の規則の制定と、支援の組織体制を整備することが肝要である。

（一）規則について

本学では、支援体制の基盤として、まず、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」を定めている。その趣旨は、広島大学が障害学生の受け入れと就学支援を積極的に行うという理念に基づき、入学試験時から卒業に至るまで支援体制を整備し、円滑に支援を行うことである。その内容は〔趣旨〕〔定義〕〔支援の申出〕〔支援体制〕〔入学試験等に関する相談体制〕〔試験等に関する特別措置〕〔事

上記の規則の趣旨を実行するために、相談体制を充実させている。まず、入学試験等に関して、本学への入学を志願する障害のある者に対し受験上の特別な措置を適切に講じるため、及び、合格者に対し入学後の就学等の特別な措置や配慮を行う準備を速やかに開始するために、試験前相談、合格後相談を行っている。合格後相談は、合格発表の後に実施されることが多いが、合格後、いつでも障害学生の支援の申し立てに応じて実施される。ここでは、名前と障害の公表についてや、履修の仕方、就学上の特別措置や配慮事項に関する本人の要望、介助者・支援者の手配等、実際に修学上必要な具体的な対応について、障害学生が自

ら行うことと、大学側が支援として行うことを相談する。なお、この相談結果は、実際に修学してからの状況を見ながら、訂正、調整を行うことができる。

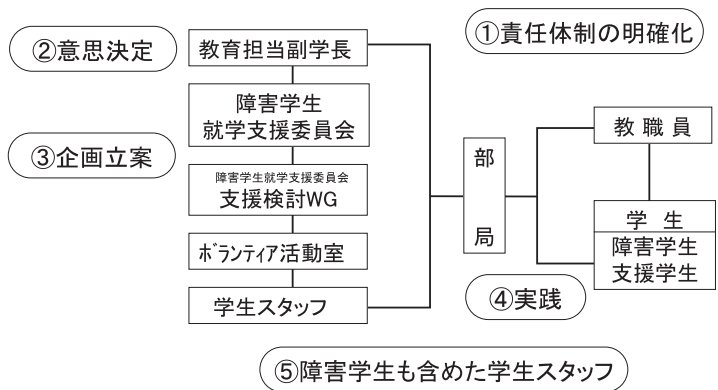
期末試験等に関する特別措置として、「学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる」とし、各障害に応じた特別措置内容を定めている。

以上のように、支援を体系的に行うための規則と指針を制定している。

(二) 支援の体制…障害学生就学支援委員会

支援体制については、障害学生の所属学部等の責任を明確にするとともに、支援に関する方針や意思の決定や、一部局の中では対応しきれない問題の解決や、全学的な調整のために、副学長のもとに障害学生就学支援委員会を設置している(図2)。委員会は、①各部局からの支援委員と②支援検討ワーキンググループ(WG)委員で構成される。「各部局からの支援委員」は、障害学生が在籍していない部局も含め、全部局から選出される。これは、他学部の障害学生が自部局開設の授業を受ける場合に、部局間で調整を行うためと、事故や疾患により入学後に急に障害者にな

図2 全学的修学支援体制



る可能性もあるため、速やかな対応が可能のように平素より委員として活動を行っている。

この各部局からの委員は、学部内、学部間における支援の要となるキーパーソンである。役割として、障害学生の所属学部と授業開設学部との交渉・連絡・調整を行い、学部内で、障害学生、教職員間の交渉・連絡・調整を行う。また、授業を担当していない教員に対して、教員会等を利用し、就学支援に関わる情報を提供する。

学部レベルで対応できない問題については、就学支援委員会や支援検討WGで検討し、ボランティア活動室スタッフも補佐をする。

「支援検討WG委員」は、平素の修学支援に関した問題に対して、より迅速な対応ができるように、障害学生就学支援委員会の中に設けられたWGであり、支援の企画、調整、広報、ボランティア活動室の運営等も行う。この委員は、「専門職的立場の委員」から構成され、支援方法や教授法開発、教育のユニバーサルデザインに特に見識の深い教員、医師、カウンセラーなどの専門的資格を持つ者が該当する。

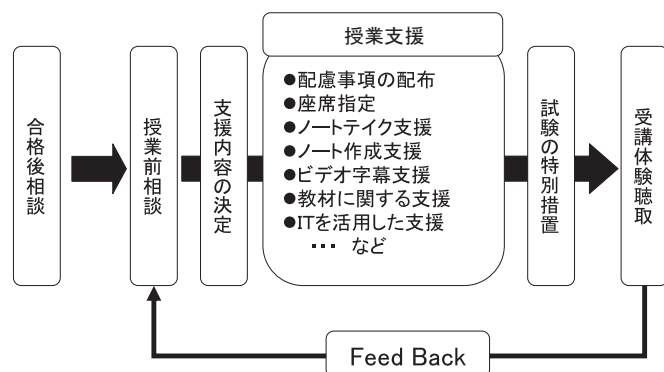
以上のように、責任体制と指示の流れを明確にすることで、実効性の高い障害学生の支援が行えることとなる。ま

た、規則や体制の整備は、連絡、調整の手順を明確にすることとなり、支援に対する個人の熱意や活動をより活かし、支援がしかるべき必要な措置として対応されていることの裏付けにもなり、支援に人的・財政的な負担が必要な場合の根拠にもなりえ、個別の支援に差異を生じさせず、公平性を保つことができる。

五 各障害学生のニーズに対応できる柔軟性、学生の視点に立った点検評価と、それに基づいた改善が可能なこと

第二、第三の課題である障害学生の個別ニーズへの柔軟な対応と、学生の視点に立脚した点検評価とその評価の改善への反映については、支援の実施に当たって、相談体制の充実と、意見聴取の場を定期的に設けることで解決する。同じ障害を持つ学生でも、支援の方法や需要が異なる場合が多い。また、学年進行に伴い、支援の内容、質が変化し、時には支援が不要になる場合もある。支援は、個人個人のニーズの多様性や変化に柔軟に対応できる仕組みを有することが肝要である。その支援の実施においては、学生本人の意思確認と評価が最も重要である。

図3 支援活動の実践とチェック



(一) 支援活動の実践とチェックについて

活動の実践の場として、ボランティア活動室を整備し、専任の教職員（支援担当教員、情報支援コーディネーター）を配置し、様々な活動のコーディネートや情報提供を行っている。活動室の業務役割については、他所でも述べているので（文献1、9、10）、概要のみ触れる。活動室には、情報機器・支援機器（拡大読書器、画面リーダー、点字プリンタ、音声認識装置等）が整備され、ボランティア実習の場、支援学生の育成の場であるとともに、障害学生の自習室、相談窓口となり、また、学生・教職員の交流の場としての役割も大きい。

(二) 学生との相談や意見聴取について

また、支援の企画、実施、評価、修正のために、学生との相談や意見聴取が可能にしている。即ち、支援を常に改善し、進めていくためS-Plan-Do-Check-Actionとして、何段階にも学生の意見、評価を聞ける機会を用意している（図3）。前述のように、まず「合格後相談」では、入学後の支援の内容と方法のPlanをたて、「履修前相談」で、どの授業を選択するか、支援内容、教員への配慮願いの内容等を相談し、「履修後体験聴取」では、履修済みの

授業について、支援の有効性、今後の支援方法の検討を行う。受講体験・要望の聴取は、成績評価が終了した後で、前期八月、後期二月に実施している。参加者は障害学生、支援委員会委員、支援検討WG委員、コーディネーターであり、受講した授業科目について、受講体験・要望を聞き、次期以降の本人に対する支援と、他の学生の支援活動に役立てることを目的としている。この際に、聞いた内容は、成績評価に影響しないことと、本人が要望しない限り、授業担当教員には伝えないことを約束して、学生が自由に話せるようにしている。また、学生は、随時、支援委員や活動室の情報支援コーディネーターなどに相談することができる。これらの公式から自由な形まで、様々な形式で、学生の要望を聞き、企画を立て、評価を聞き、改善に結び付けていくこととしている。

以上のように、規則により支援の責任体制、手順を明確化し、副学長のもとにおかれた障害学生就学支援委員会による意思決定、支援検討WGによる企画立案、ボランティア活動室での実践、さらに、学生の要望、評価を受け、改善しながら進めている。事前に体制を整備することで、滞りなく支援を実践するだけでなく、個々人のニーズにも応じた柔軟な運用が可能となる。

六 おわりに…これからの支援に向けて

本稿の中で、障害学生就学支援体制構築に関わる三つの課題をあげた。これらは、(1) 全学的な統一された公平な支援、(2) 個別ニーズへの柔軟な対応、さらに、(3) 学生による点検評価と改善への反映である。広島大学では、これらの三つの課題を、大学規則の制定と、全学組織を設置し、支援の取組と体制について事前に整備すること、相談体制の充実と学生の評価による改善の繰り返しを支援の実施の柱にすることで解決してきた。以上のように、基本的な考えや体制は、支援の基盤であるので、揺るがぬものとして、全学的に整備される必要がある。一方、運用面では、個々のニーズに対応できる柔軟さとスピーディさが必要であり、これが日常の支援において重要な相談、学生の参加、学生による評価ということになる。

これからの課題として、障害のある学生への教育における情報の伝達が十分行っているかの評価を行い、支援方法の改善に結び付けること、高等教育機関における障害のある学生の受け入れを促進することや、障害のある学生の就職支援、キャリアアップ事業を実践することがあげられる。

障害のある学生が情報社会における適応能力を身に付け、人間形成を図ることにもつながるものである。今後一層の展開をしていきたいものである。

なお、本稿で述べきれない点は、参考文献及びホームページもご参照頂きたい。

最後に、本稿が支援及び体制構築の一助になれば幸いである。

参考資料

1. 佐野(藤田)眞理子・吉原正治編著『高等教育のユニバーサルデザイン化―障害のある学生の自立と共存を目指して』大学教育出版、岡山、二〇〇四
2. 吉原正治『「広島大学からの提言『高等教育のユニバーサルデザイン化』と実現のための取組」大学と学生、二二―二六、八号、二〇〇四
3. 藤田眞理子、吉原正治『高等教育の障害学生就学支援体制構築におけるタイム・マネージメント―広島大学の事例から』総合保健科学、一九・一七―二五、二〇〇三
4. 吉原正治、他『「広島大学における障害学生支援体制について」総合保健科学、二三・五五―六〇、二〇〇七
5. 吉原正治、他『「大学保健管理におけるユニバーサルデザインについて」総合保健科学、一九・三七―四二、二〇〇三
6. 独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 特別支援課『平成一八年度(二〇〇六年度) 大学・短期大学・高等専門

学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』平成一九年五月

7. 高口央、他『「大学における障害学生就学支援の授業効果」総合保健科学、二一・一六、二〇〇五
8. 石原令子、他『「多様な学生に対する保健管理センターの取り組み」総合保健科学、二一・八五―八三、二〇〇五
9. 山本幹雄、他『「大学における障害学生就学支援ボランティアの育成」総合保健科学、一八・六七―七二、二〇〇二
10. 高口央、他『「高等教育におけるユニバーサルデザイン(UD)の現状―広島大学UDプロジェクト学生評価報告から」総合保健科学、二二・六五―七二、二〇〇六
11. 大西健広、他『「大学における障害学生支援のためのボランティア概論・実習受講者数の動向とその考察」総合保健科学、二二・一八、二〇〇六
12. 山本幹雄、他『「障害学生の修学支援活動に対する単位化とその可能性―障害学生修学支援活動と大学教育の質的相補性に関する考察」総合保健科学、二三・三三―三八、二〇〇七
13. 岡田奈保子、他『「大学における『障害のある留学生』の支援と課題―広島大学の事例」総合保健科学、二三・九―一八、二〇〇七

参考ホームページ

広島大学障害学生支援のためのボランティア活動室
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/friends/>
 独立行政法人日本学生支援機構
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/